

第10回定時株主総会 招集ご通知

◆開催日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

◆開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 「葵」

◆書面およびインターネット等による 議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時30分まで

◆決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款中一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役11名
選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名
選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役および執行役員
に対する株式報酬制度の一部改定の件

目次

第10回定時株主総会招集ご通知	… 2
新型コロナウイルス感染症対策について	… 4
議決権の行使についてのご案内	… 5
株主総会参考書類	… 7

株主様へのお願い

- 本総会は、株主様の安全確保および新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めた上で開催いたします。この一環として、本総会は、インターネットにより同時中継いたします。
- 株主様の議決権は、書面およびインターネット等により事前行使できますので、積極的にご利用いただき、本総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願いいたします。
- 新型コロナウイルス感染症対策に関するご案内とお願いにつきましては、本招集ご通知の4ページをご覧ください。

本総会において、お土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

東京都千代田区大手町一丁目1番2号

JXTGホールディングス株式会社代表取締役社長 **杉 森 務**

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府・東京都から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。極力、次のいずれかの方法によって事前に議決権をご行使賜り、株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

■ 書面によって議決権を行使していただく方法 ■

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

■ 電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使していただく方法 ■

5ページおよび6ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照の上、2020年6月24日（水曜日）午後5時30分までにご行使ください。

なお、機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

敬 具

記

1. 日 時

2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

パレスホテル東京 2階 「葵」（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府・東京都の要請・指示またはパレスホテル東京の都合等により、開始時刻・場所を変更する可能性があります。開始時刻・場所を変更する場合は、すみやかに当社ウェブサイト（<https://www.hd.jxtg-group.co.jp/ir/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款中一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役および執行役員に対する株式報酬制度の一部改定の件

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面または電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合において、議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に到達した議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。なお、議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権が行使された場合において、同日に到達したときは、電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 代理人によって議決権を行使される株主様は、本総会において議決権を行使することができる他の株主1名を代理人に選任して、その議決権を行使されますようお願い申し上げます。

以 上

-
1. 当日ご出席の株主様は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類および監査報告は、別添の「第10期 報告書」に記載のとおりです。なお、①事業報告の一部（別添「第10期 報告書」3ページに記載の事項）、②連結計算書類のうち連結注記表および③計算書類のうち個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載していますので、「第10期 報告書」には記載していません。なお、監査等委員会は、「第10期 報告書」に記載した事業報告、連結計算書類、計算書類のほか、①ないし③の書類についても監査しています。また、会計監査人は、「第10期 報告書」に記載した連結計算書類および計算書類のほか、②および③の書類についても監査しています。
 3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策について（ご案内とお願い）

本総会は、以下のとおり、株主様の安全確保および新型コロナウイルス感染症の拡大防止に最大限努めた上で開催いたします。株主の皆様におかれましては、ご自身の安全確保および感染拡大防止の観点から、本総会へのご来場を極力お控えいただくよう強くお願いいたします。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 議決権の事前行使について

株主様の議決権は、郵送またはインターネット等によって事前行使することができますので、積極的にご利用ください。詳細は、本招集ご通知の5ページおよび6ページをご参照ください。

2. インターネットによる同時中継について

本総会は、インターネットにより同時中継いたします。同時中継のご視聴方法は、同封の「インターネットによる同時中継のご案内」をご参照ください。

なお、インターネットによる同時中継は、本総会を視聴できる仕組みであり、議決権行使等ができません。同時中継をご視聴される株主様は、1.に記載する議決権の事前行使をお願いいたします。

3. 株主総会会場での対応について

- ・本総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ・登壇役員および運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・ご来場される場合は、マスクご着用にご協力くださいますよう、お願いいたします。
- ・会場前にサーモグラフィーを設置いたします。発熱が確認された株主様または体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声かけし、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口にアルコール消毒液を設置いたしますので、ご来場される場合は、ご利用にご協力くださいますよう、お願いいたします。
- ・会場内は、例年より座席数を減らし、間隔をあけて座席を配置いたします。

今後の状況変化により本総会の運営に変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.hd.jxtg-group.co.jp/ir/stock/meeting/>）にてお知らせいたします。

【参考】議決権の行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、次に記載の方法をご参照の上、議決権をご行使賜りますようお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使していただく方法



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2020年6月24日(水曜日) 午後5時30分到着分まで**

【議決権の行使のお取扱いについて】

各議案について賛否の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

電磁的方法(インターネット等)によって議決権を行使していただく方法



インターネットによる議決権行使は、次のいずれかの方法によって可能です。

- ① QRコードを読み取る方法「スマート行使」
- ② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

次ページの **インターネットによる議決権行使について** をご参照の上、ご行使ください。

行使期限 **2020年6月24日(水曜日) 午後5時30分まで**

- 書面とインターネットの双方で行使された場合において、同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に到達した行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。なお、書面とインターネットの双方で行使された場合において、同日に到達したときは、インターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回行使された場合において、同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に到達した行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金、通信事業者への通話料金等が必要になる場合がありますが、これらの料金をご負担いただくこととなります。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

株主総会に当日ご出席していただく方法



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 **2020年6月25日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)**

場 所 **パレスホテル東京 2階 「葵」**

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

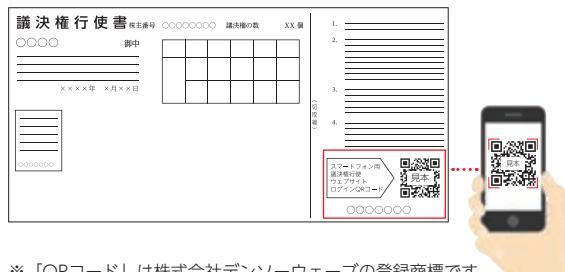
なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う政府・東京都の要請・指示またはパレスホテル東京の都合等により、開始時刻・場所を変更する可能性があります。開始時刻・場所を変更する場合は、すみやかに当社ウェブサイト (<https://www.hd.jxtg-group.co.jp/ir/stock/meeting/>) にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使について

① QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく「スマート行使」のための議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

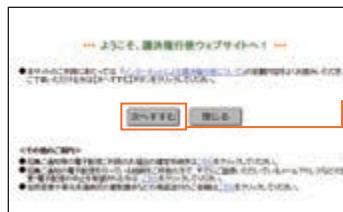
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記②のパソコン向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインの上、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けウェブサイトへ遷移できます。

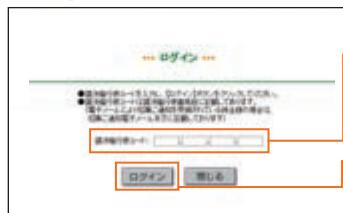
② 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するパソコンやスマートフォン等の操作方法がご不明の場合には、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
受付時間：午前9時～午後9時

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元が経営上の重要課題であるとの認識の下、中期的な連結業績の推移および見通しを反映した利益還元の実施を基本としながら、安定的な配当の継続に努めることを方針としています。また、第1次中期経営計画（2017年度から2019年度まで）においては、経営目標達成の進捗により、さらなる株主還元（増配・自己株式取得）を目指すこととしています。

以上の方針の下、期末配当につきましては、連結業績、財務状況、投資計画等を勘案し、次のとおり、1株につき11円といたしたいと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金11円

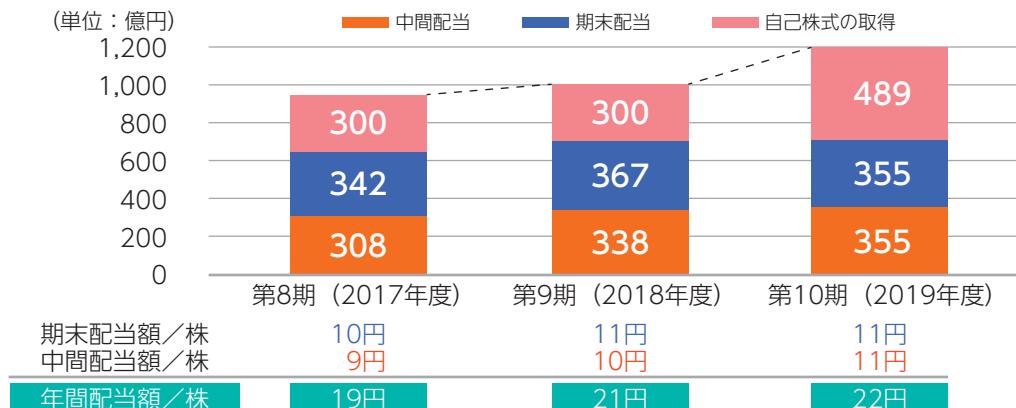
総額 35,453,170,643円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日

なお、2019年11月8日開催の取締役会の決議に基づき実施した1株につき11円の間配当と合わせ、当期の年間の配当金額は、前期の21円から1円増額し、1株につき22円となります。また、当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、当社普通株式1億株または500億円のいずれかを上限とした自己株式の取得について決議し、当該自己株式の取得は、2019年9月4日に1億株（取得価額の総額489億円）に達して完了しました。

【参考】株主還元の推移



1. 変更の理由

当社グループは、エネルギー事業のブランドとして使用している「ENEOS」の高い知名度や信用力を活かして成長事業の育成・新規事業の創出を推進し、もって、「アジアを代表するエネルギー・素材企業」への成長・発展と「ENEOS」のグローバルブランド化を目指してまいります。

つきましては、当社の商号を「ENEOSホールディングス株式会社」（英文で表わす場合ENEOS Holdings, Inc.）に改めたく、現行定款第1条（商号）を変更いたしたいと存じます。

なお、本定款変更の効力は、本総会終結の時に発生することといたします。

2. 変更の内容

現行定款および変更案は、次のとおりです。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
(商 号) 第1条 当社の商号は、 <u>JXTGホールディングス株式会社</u> （英文で表わす場合 <u>JXTG Holdings, Inc.</u> ）とする。	(商 号) 第1条 当社の商号は、 <u>ENEOSホールディングス株式会社</u> （英文で表わす場合 <u>ENEOS Holdings, Inc.</u> ）とする。

【参考】 「ENEOS」 ブランドについて

「ENEOS」は、「ENERGY／エネルギー」と「NEOS／ネオス（ギリシャ語で新しい）」という二つの言葉を組み合わせて生み出したオリジナルワードです。様々なエネルギーのメニューを取り揃え、お客様ひとりひとりに満足をお届けしたいという想いを込めています。

ブランドマークは、「エネルギー」を象徴的なフォルムでデザインしました。中心の球体は「信頼性」と「永続性」を、外に広がるスパイラルは「創造性」と「革新性」を表現しています。

2001年にサービスステーションの新たなブランドとして誕生して以来、ブランド統一やエネルギー事業の領域拡大を経て、現在は、約1万3,000か所の「ENEOS サービスステーション」「ENEOSでんき」「ENEOS都市ガス」等を通じて全国的に広く認知されています。



第3号議案 監査等委員でない取締役11名選任の件

監査等委員でない取締役全員（12名）の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、監査等委員でない取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位および担当 (現在の主たる職業)	取締役会への 出席の状況	他上場会社役員の兼職数	
					業務執行	非業務執行
1	すぎもり つとむ 杉 森 務	男性	代表取締役社長 社長執行役員 再任	100% (14回/14回)	0	0
2	おおたかつ ゆき 大 田 勝 幸	男性	取締役(非常勤) (JXTGエネルギー㈱) 代表取締役社長 社長執行役員 再任	100% (14回/14回)	0	1
3	あだちひろし 安 達 博 治	男性	取締役 常務執行役員 CDO 経営企画部・未来事業推進部・ESG推進部・ IT戦略部・環境安全部・品質保証部管掌 再任	100% (14回/14回)	0	0
4	ほそいひろし 細 井 裕 嗣	男性	取締役(非常勤) (JX石油開発㈱) 代表取締役社長 社長執行役員 再任	100% (14回/14回)	0	0
5	むらやませい いち 村 山 誠 一	男性	取締役(非常勤) (JX金属㈱) 代表取締役社長 社長執行役員 再任	100% (11回/11回)	0	0
6	よこいよし かず 横 井 敬 和	男性	(JXTGエネルギー㈱) 取締役 副社長執行役員 新任	—	0	0
7	いわせじゅん いち 岩 瀬 淳 一	男性	(JXTGエネルギー㈱) 取締役 副社長執行役員 新任	—	0	0
8	やたべ やすし 谷田部 靖	男性	(JXTGエネルギー㈱) 取締役 副社長執行役員 新任	—	0	0
9	おおたひろこ 大 田 弘 子	女性	社外取締役 独立役員 (政策研究大学院大学 特別教授) 再任	100% (14回/14回)	0	1
10	おおつかむつ たけ 大 塚 陸 毅	男性	社外取締役 独立役員 (東日本旅客鉄道㈱) 相談役 再任	100% (14回/14回)	0	1
11	みやたよし いく 宮 田 賀 生	男性	社外取締役 独立役員 再任	92.9% (13回/14回)	0	1

(注) 1. 「(現在の主たる職業)」については、「当社における現在の地位および担当」以外の主たる職業がある候補者のみ記載しています。

2. 「取締役会への出席の状況」については、2019年度における出席状況を記載しています。

3. 「他上場会社役員の兼職数」については、本総会の開催日以降における予定数を記載しています。



候補者
番号

1

すぎもり
杉森

つとむ
務
再任
男性

(1955年10月21日生)

当社における現在の地位および担当	代表取締役社長 社長執行役員
所有する当社の株式の数	普通株式 73,230株
取締役在任期間（本総会の開催日時点）	6年
2019年度における取締役会への出席の状況	14回／14回（100%）

略歴、当社における地位および担当

1979年 4月	日本石油(株)へ入社	2018年 6月	当社代表取締役社長 社長執行役員
2008年 4月	新日本石油(株)執行役員		現在に至る。
2010年 7月	JX日鉱日石エネルギー(株) 取締役 常務執行役員		
2014年 6月	当社取締役（非常勤） JX日鉱日石エネルギー(株) 代表取締役社長 社長執行役員		

重要な兼職の状況

ENEOS(株)（※）代表取締役〔2020年6月25日付就任予定〕 石油連盟 会長 （一社）日本経済団体連合会 副会長 （一財）石油エネルギー技術センター 代表理事 理事長	（※）2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。
---	---

監査等委員でない取締役候補者とした理由

杉森 務氏は、長年にわたり、エネルギー事業分野において販売戦略、経営企画等を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2014年6月にJX日鉱日石エネルギー株式会社の代表取締役社長 社長執行役員に就任し、エネルギー事業の経営を担ったのち、2018年6月に当社代表取締役社長 社長執行役員に就任し、当社および当社グループの経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能および執行部門に対する監督機能を強化することができると判断したため、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

杉森 務氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

2

お お た か つ ゆ き
大田 勝幸

再任
男性

(1958年 5月26日生)

当社における現在の地位および担当	取締役 (非常勤)
所有する当社の株式の数	普通株式 51,907株
取締役在任期間 (本総会の開催日時点)	5年
2019年度における取締役会への出席の状況	14回/14回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1982年 4月	日本石油(株)へ入社	2018年 6月	当社取締役 (非常勤)
2010年 4月	当社経理部長		現在に至る。
2014年 6月	当社執行役員 (経理部長)		JXTGエネルギー(株)
2015年 6月	当社取締役 執行役員 (経理部管掌)		代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る。
2017年 6月	当社取締役 常務執行役員 (監査部・経理部・財務IR部管掌)		

重要な兼職の状況

ENEOS(株) (※) 代表取締役社長 社長執行役員 日本石油輸送(株) 取締役	(※) 2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。
--	--

監査等委員でない取締役候補者とした理由

大田勝幸氏は、長年にわたり経理・財務を担当し、同分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2015年6月に当社取締役 執行役員に、2017年6月に当社取締役 常務執行役員に就任し、当社および当社グループの経営を担ったのち、2018年6月にJXTGエネルギー株式会社の代表取締役社長 社長執行役員に就任し、エネルギー事業の経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能および執行部門に対する監督機能を強化することができると判断したため、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

大田勝幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

3

あだち ひろし
安達 博治

再任

男性

(1956年 9月 1日生)

当社における現在の地位および担当

取締役 常務執行役員 CDO
経営企画部・未来事業推進部・ESG推進部・
IT戦略部・環境安全部・品質保証部管掌

所有する当社の株式の数

普通株式 73,160株

取締役在任期間（本総会の開催日時点）

5年

2019年度における取締役会への出席の状況

14回／14回(100%)

略歴、当社における地位および担当

1982年 4月	日本石油(株)へ入社	2019年 4月	当社取締役 常務執行役員 (内部統制部・未来事業推進部・環境安全部・ 品質保証部・人事部管掌)
2008年 4月	新日本石油(株)執行役員	2019年 6月	当社取締役 常務執行役員 (経営企画部・未来事業推進部・ESG推進部・ IT戦略部・環境安全部・品質保証部管掌)
2010年 7月	JX日鉱日石エネルギー(株)執行役員	2020年 4月	当社取締役 常務執行役員 CDO (経営企画部・未来事業推進部・ESG推進部・ IT戦略部・環境安全部・品質保証部管掌)
2012年 6月	同社常務執行役員		現在に至る。
2014年 6月	当社常務執行役員（企画1部長）		
2015年 6月	当社取締役 常務執行役員 （企画1部・企画2部管掌）		
2017年 4月	当社取締役 常務執行役員 （内部統制部・改革推進部・人事部管掌）		
2018年 6月	当社取締役 常務執行役員 （内部統制部・事業企画部・改革推進部・ 人事部管掌）		

重要な兼職の状況

ENEOS(株)（※） 取締役 副社長執行役員 CDO 社長補佐（経営企画部・ESG推進部・IT戦略部・未来事業推進部・
海外事業企画部）、IT戦略部・未来事業推進部管掌〔2020年6月25日付就任予定〕

（※）2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。

監査等委員でない取締役候補者とした理由

安達博治氏は、長年にわたり、エネルギー事業分野において製造技術、製油所運営等の技術面を担当し、当社においては経営企画に携わるなど、豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2015年6月に当社取締役 常務執行役員に就任し、当社および当社グループの経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能および執行部門に対する監督機能を強化することができると判断したため、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

安達博治氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

4

ほそい ひろし
細井 裕嗣

再任

男性

(1956年 8月25日生)

当社における現在の地位および担当	取締役 (非常勤)
所有する当社の株式の数	普通株式 78,000株
取締役在任期間 (本総会の開催日時点)	2年
2019年度における取締役会への出席の状況	14回/14回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1979年 4月	日本石油(株)へ入社	2018年 6月	当社取締役 (非常勤)
2010年 7月	JX日鉱日石エネルギー(株)執行役員		現在に至る。
2012年 6月	同社常務執行役員		JX石油開発(株)
2014年 6月	同社取締役 常務執行役員		代表取締役社長 社長執行役員
2017年 4月	JX石油開発(株)取締役 副社長執行役員		現在に至る。

重要な兼職の状況

JX石油開発(株) 代表取締役社長 社長執行役員

監査等委員でない取締役候補者とした理由

細井裕嗣氏は、長年にわたり、エネルギー事業分野において原油・天然ガスおよび石油製品の調達・供給を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2014年6月にJX日鉱日石エネルギー株式会社の取締役 常務執行役員に就任し、エネルギー事業の経営を担ったのち、2017年4月にJX石油開発株式会社の取締役 副社長執行役員に、2018年6月に同社の代表取締役社長 社長執行役員に就任し、石油・天然ガス開発事業の経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会における経営機能および執行部門に対する監督機能を強化することができると判断したため、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

細井裕嗣氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

5

むらやま せいいち
村山 誠一

再任
男性

(1957年9月17日生)

当社における現在の地位および担当	取締役 (非常勤)
所有する当社の株式の数	普通株式 14,200株
取締役在任期間 (本総会の開催日時点)	1年
2019年度における取締役会への出席の状況	11回/11回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1980年 4月	日本鋳業(株)へ入社	2019年 6月	当社取締役 (非常勤)
2010年 4月	日鋳金属(株)執行役員		現在に至る。
2012年 4月	JX日鋳日石金属(株)執行役員		JX金属(株)
2013年 4月	同社常務執行役員		代表取締役社長 社長執行役員
2013年 6月	同社取締役 常務執行役員		現在に至る。

重要な兼職の状況

JX金属(株) 代表取締役社長 社長執行役員

監査等委員でない取締役候補者とした理由

村山誠一氏は、長年にわたり、金属事業分野において経営企画、営業、総務等を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2013年6月にJX日鋳日石金属株式会社の取締役 常務執行役員に、2019年6月にJX金属株式会社の代表取締役社長 社長執行役員に就任し、金属事業の経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会における経営機能および執行部門に対する監督機能を強化することができると判断したため、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

村山誠一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

6

よこい よしかず
横井 敬和

新任

男性

(1957年 8月15日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 23,355株

略歴

1984年 4月	モービル石油(株)へ入社	2019年 4月	同社取締役 副社長執行役員 (社長補佐 (海外プロジェクト部・供給計画部・ 需給部・原油外航部・物流管理部・販売企画部・ リテールサポート部・広域販売部・産業エネルギー部・ 化学品企画部・オレフィン部・アロマ部・支店))
2013年 3月	東燃ゼネラル石油(株)執行役員 (広報渉外担当)		
2014年11月	同社執行役員 (燃料油販売戦略担当) EMGマーケティング合同会社執行役員 (燃料油販売本部 副本部長)	2020年 4月	同社取締役 副社長執行役員 (社長補佐 (海外事業企画部・供給計画部・ 需給部・原油外航部・物流管理部・販売企画部・ リテールサポート部・広域販売部・産業エネルギー部・ 化学品企画部・オレフィン部・アロマ部・支店)、 新規事業デザイン部管掌) 現在に至る。
2015年 3月	東燃ゼネラル石油(株)取締役 (燃料油・潤滑油・営業供給企画担当) EMGマーケティング合同会社副社長 (燃料油・潤滑油・営業供給企画担当、 燃料油販売副本部長) [2016年12月まで]		
2016年 3月	東燃ゼネラル石油(株)常務取締役 (燃料油・潤滑油・営業供給企画担当)		
2017年 4月	JXTGエネルギー(株)取締役 常務執行役員 (販売本部 副本部長)		

重要な兼職の状況

ENEOS(株) (※) 取締役 副社長執行役員 社長補佐 (供給計画部・需給部・原油外航部・物流管理部・販売企画部・
リテールサポート部・広域販売部・産業エネルギー部・新規事業デザイン部・化学品企画部・オレフィン部・
アロマ部・支店)、新規事業デザイン部管掌

(※) 2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。

監査等委員でない取締役候補者とした理由

横井敬和氏は、長年にわたり、エネルギー事業分野において販売戦略、経営企画等を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2015年3月に東燃ゼネラル石油株式会社取締役役に就任し、同社の経営を担ったのうち、2017年4月にJXTGエネルギー株式会社取締役 常務執行役員、2019年4月に同社取締役 副社長執行役員に就任し、エネルギー事業の経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能および執行部門に対する監督機能を強化することができると判断したため、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

横井敬和氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

7

い わ せ じ ゅ ん い ち
岩瀬 淳一

新任

男性

(1958年 6月 8日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 16,070株

略歴

1982年 4月	興亜石油(株)へ入社	2019年 4月	同社取締役 副社長執行役員
2014年 6月	JX日鉱日石エネルギー(株)執行役員 (技術部長)		(社長補佐 (環境安全部・品質保証部・ 再生可能エネルギー部・製造部・工務部・ 技術計画部・水素事業推進部・FCサポート室・ 中央技術研究所・製油所・製造所))
2015年 6月	同社執行役員 (製造部長)		
2017年 4月	JXTGエネルギー(株)取締役 常務執行役員 (製造本部長)		現在に至る。

重要な兼職の状況

ENEOS(株)^(※) 取締役 副社長執行役員 社長補佐 (環境安全部・品質保証部・再生可能エネルギー事業部・製造部・工務部・技術計画部・水素事業推進部・FCサポート室・中央技術研究所・製油所・製造所)

(※) 2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。

監査等委員でない取締役候補者とした理由

岩瀬淳一氏は、長年にわたり、エネルギー事業分野において、製造技術・製油所運営等の技術面を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2017年4月にJXTGエネルギー株式会社の取締役 常務執行役員に、2019年4月に同社取締役 副社長執行役員に就任し、エネルギー事業の経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能および執行部門に対する監督機能を強化できると判断したため、監査等委員でない取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

岩瀬淳一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

8

や た べ やすし
谷田部 靖

新任

男性

(1960年11月11日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 12,800株

略歴

1984年 4月	日本石油(株)へ入社	2020年 4月	同社取締役 副社長執行役員
2010年 7月	JX日鉱日石エネルギー(株) エネルギー・ソリューション本部 石炭事業部長		(社長補佐 (秘書室・監査部・内部統制部・ 経営企画部・ESG推進部・経理部・人事部・ 広報部・IT戦略部・総務部・法務部・危機管理部・ 調達戦略部))
2015年 6月	同社執行役員 (リソース&パワーカンパニー 石炭事業部長)		現在に至る。
2016年 6月	JXエネルギー(株)執行役員 (九州支店長)		
2019年 4月	JXTGエネルギー(株)取締役 常務執行役員 (リソース&パワーカンパニー・プレジデント)		

重要な兼職の状況

ENEOS(株) (※) 取締役 副社長執行役員 社長補佐 (秘書部・監査部・内部統制部・経理部・財務IR部・人事部・広報部・総務部・法務部・危機管理部・調達戦略部・リソース&パワーカンパニー・潤滑油カンパニー・機能材カンパニー)

(※) 2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。

監査等委員でない取締役候補者とした理由

谷田部 靖氏は、長年にわたり、エネルギー事業分野において産業エネルギー、ガス事業、石炭事業等を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2019年4月にJXTGエネルギー株式会社の取締役 常務執行役員に、2020年4月に同社取締役 副社長執行役員に就任し、エネルギー事業の経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能および執行部門に対する監督機能を強化することができると判断したため、監査等委員でない取締役候補者としました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

谷田部 靖氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者



候補者
番号

9

おおた ひろこ
大田 弘子

再任 社外 独立役員

女性 (1954年 2月 2日生)

当社における現在の地位および担当	社外取締役
所有する当社の株式の数	普通株式 25,400株
社外取締役在任期間（本総会の開催日時点）	8年
2019年度における取締役会への出席の状況	14回／14回(100%)

略歴、当社における地位および担当

1981年 5月	㈱生命保険文化センター研究員	2005年 8月	政策研究大学院大学教授
1993年 4月	大阪大学経済学部客員助教授	2006年 9月	経済財政政策担当大臣
1996年 4月	埼玉大学助教授	2008年 8月	政策研究大学院大学教授
1997年10月	政策研究大学院大学助教授	2012年 6月	当社社外取締役 現在に至る。
2001年 4月	同大学教授		
2002年 4月	内閣府参事官	2019年 4月	政策研究大学院大学特別教授 現在に至る。
2003年 3月	内閣府大臣官房審議官		
2004年 4月	内閣府政策統括官（経済財政分析担当）		

重要な兼職の状況

政策研究大学院大学 特別教授
パナソニック㈱ 社外取締役
㈱みずほフィナンシャルグループ 社外取締役〔2020年6月25日付退任予定〕

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

大田弘子氏は、公共経済学および経済政策を専門とし、政策研究大学院大学において長く教育・研究に携わり、また、内閣府政策統括官（経済財政分析担当）、経済財政政策担当大臣等を歴任しており、経済・財政に関して豊富な専門的知識と経験を有していることから、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、併せて、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると判断したため、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していませんが、以上の理由により、監査等委員でない社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

候補者と当社との間の特別の利害関係

大田弘子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性に関する事項

大田弘子氏は、本招集ご通知30ページに記載する当社の「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、当社が上場している東京および名古屋の両証券取引所の定めに基づく独立役員です。同氏の再任が承認された場合、引き続き、独立役員となります。

社外取締役候補者



候補者
番号

10

おおつか むつたけ
大塚 陸毅

再任 社外 独立役員

男性 (1943年1月5日生)

当社における現在の地位および担当	社外取締役
所有する当社の株式の数	普通株式 25,300株
社外取締役在任期間（本総会の開催日時点）	7年
2019年度における取締役会への出席の状況	14回／14回(100%)

略歴、当社における地位および担当

1965年 4月	日本国有鉄道へ入社	1997年 6月	同社代表取締役副社長 総合企画本部長
1987年 4月	東日本旅客鉄道(株)へ入社 同社財務部長	2000年 6月	同社代表取締役社長
1990年 6月	同社取締役 人事部長	2006年 4月	同社取締役会長
1992年 6月	同社常務取締役 人事部長	2012年 4月	同社相談役 現在に至る。
1994年 1月	同社常務取締役	2013年 6月	当社社外取締役 現在に至る。
1996年 6月	同社常務取締役 総合企画本部副本部長		

重要な兼職の状況

東日本旅客鉄道(株) 相談役
電源開発(株) 社外監査役
日本製鉄(株) 社外取締役〔2020年6月24日付退任予定〕

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

大塚陸毅氏は、長年にわたり東日本旅客鉄道株式会社の経営の任に当たっており、会社経営において、高い見識と豊富な経験・確固たる実績を有していることから、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、併せて、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると判断したため、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

大塚陸毅氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性に関する事項

大塚陸毅氏は、本招集ご通知30ページに記載する当社の「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、当社が上場している東京および名古屋の両証券取引所の定めに基づく独立役員です。同氏の再任が承認された場合、引き続き、独立役員となります。

なお、2019年度において、当社の中核事業会社は、同氏が2012年3月まで取締役会長に就任していた東日本旅客鉄道株式会社およびその主な関係会社に対して燃料納入等を行いました。これらの売上金額の合計は、当社の連結売上高の0.25%です。また、当社および当社の中核事業会社は、東日本旅客鉄道株式会社およびその主な関係会社に対して、カード手数料等を支払いましたが、これらの支払金額の合計は、東日本旅客鉄道株式会社の連結売上高の0.00%です。

社外取締役候補者



候補者
番号

11

みやた よしひく
宮田 賀生

再任 社外 独立役員

男性 (1953年 4月24日生)

当社における現在の地位および担当	社外取締役
所有する当社の株式の数	普通株式 14,400株
社外取締役在任期間 (本総会の開催日時点)	3年3か月
2019年度における取締役会への出席の状況	13回/14回 (92.9%)

略歴、当社における地位および担当

1977年 4月	松下電器産業(株)へ入社	2012年 1月	同社代表取締役専務 グローバルコンシューマーマーケティング部門長
2007年 4月	同社役員	2013年 4月	同社代表取締役専務 東京代表
2009年 4月	パナソニック・ヨーロッパ(株)会長	2014年 4月	同社代表取締役専務
	パナソニック(株)常務役員	2014年 6月	同社顧問
	AVCネットワークス社 上席副社長	2015年 3月	東燃ゼネラル石油(株)社外取締役
2011年 4月	映像・ディスプレイデバイス事業グループ長	2017年 4月	当社社外取締役
2011年 6月	パナソニック(株)専務役員 海外担当		現在に至る。

重要な兼職の状況

(株)神戸製鋼所 社外取締役 監査等委員

監査等委員でない社外取締役候補者とした理由

宮田賀生氏は、パナソニック株式会社において、長年にわたり国内外で経営の任に当たり、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。また、同氏は、2015年3月から東燃ゼネラル石油株式会社の社外取締役を務めたのち、2017年4月からは当社の社外取締役を務めてきたことから、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、併せて独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると判断したため、監査等委員でない社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

宮田賀生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性に関する事項

宮田賀生氏は、本招集ご通知30ページに記載する当社の「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、当社が上場している東京および名古屋の両証券取引所の定めに基づく独立役員です。同氏の再任が承認された場合、引き続き、独立役員となります。

なお、2019年度において、当社の中核事業会社は、同氏が2014年6月まで代表取締役専務に就任していたパナソニック株式会社に対して電材加工製品等を販売しましたが、これらの売上金額の合計は、当社の連結売上高の0.02%です。また、当社の中核事業会社は、パナソニック株式会社およびその主な関係会社に対して、原料代等を支払いましたが、これらの支払金額の合計は、パナソニック株式会社の連結売上高の0.01%です。

-
- (注) 1. 当社は、大田弘子、大塚陸毅および宮田賀生の各氏との間で、各氏がその職務を行うにつき、善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項の責任については会社法第425条第1項に定める額（当該社外取締役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とする旨の契約（責任限定契約）を締結しています。当社は、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定です。
2. 大田弘子氏は、2013年6月からパナソニック株式会社の社外取締役を務めていますが、同社および同社の米国子会社であるパナソニック アビオニクス株式会社は、当該米国子会社による航空会社との特定の取引およびその取引に関連するエージェントやコンサルタントの起用に関して、米国海外腐敗行為防止法および米国証券関連法違反の疑いによる調査を受け、2018年5月に米国証券取引委員会および米国司法省との間で米国政府への280,602,830.93ドルの支払いおよびコンプライアンス改善のための各種取組みについて合意しました。同氏は、本件の判明まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めていました。当該事実の判明後は、事実の徹底した調査および再発防止を指示し、再発防止に向けた取組みの内容を確認するなど、その職責を果たしています。
3. 宮田賀生氏は、2016年6月から株式会社神戸製鋼所の社外取締役を務めていますが、同社は、2017年10月に、同社およびそのグループ会社において、公的規格または顧客仕様を満たさない製品等につき、検査結果の改ざんまたはねつ造等を行うことにより、これらを満たすものとして顧客に出荷または提供する行為など同社グループが提供する製品、サービスに関する不適切な行為が行われていたことを公表し、当該行為の一部に関し、2019年3月に、不正競争防止法違反により有罪判決を受けました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から企業としてのあるべき姿やコンプライアンスの視点に立った提言を取締役会等で行い、注意喚起していました。当該事実の判明後は、取締役会において、調査方法の適正性・妥当性に加え、原因究明と安全性検証に向けて様々な意見表明を行ったほか、自身の経験・知識を基に、グループ会社を含めた品質ガバナンス強化策、組織改革、意識改革等について積極的かつ建設的な意見を述べ、再発防止策の策定に寄与いたしました。また、再発防止策の策定後は、取締役会において、その進捗状況について定期的に確認し、ガバナンス変革や従業員の意識改革を含む再発防止策の実行に関して指摘を行うことにより、信頼回復に向けた各種の取組みを適切にモニタリングしています。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役 中島祐二、加藤 仁、高橋伸子および西岡清一郎の各氏の任期は、本総会終結の時をもって満了いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位および担当	取締役会への出席の状況	他上場会社役員の兼職数	
			(現在の主たる職業)	監査等委員会への出席の状況	業務執行	非業務執行
1	加藤 仁 かとう ひとし	男性	取締役 常勤監査等委員	100% (14回/14回)	0	0
				100% (15回/15回)		
2	太内 義明 おおうち よしあき	男性	取締役 常務執行役員 内部統制部・経理部・財務IR部管掌	100% (11回/11回)	0	0
				—		
3	西岡 清一郎 にし おか せいいちろう	男性	社外取締役 監査等委員 (弁護士 あさひ法律事務所 オブ・カウンセル)	100% (14回/14回)	0	0
				100% (15回/15回)		
4	岡 俊子 おか としこ	女性	— (㈱岡&カンパニー 代表取締役)	—	0	3
				—		

(注) 1. 「(現在の主たる職業)」については、「当社における現在の地位および担当」以外の主たる職業がある候補者のみ記載しています。

2. 「取締役会への出席の状況」については、2019年度における出席状況を記載しています。

3. 「監査等委員会への出席の状況」については、2019年度における出席状況を記載しています。

4. 「他上場会社役員の兼職数」については、本総会の開催日以降における予定数を記載しています。



候補者
番号

1

かとう
加藤

ひとし
仁 再任
男性

(1957年 8月28日生)

当社における現在の地位および担当	取締役 常勤監査等委員
所有する当社の株式の数	普通株式 25,262株
取締役在任期間 (本総会の開催日時点)	2年
2019年度における取締役会への出席の状況	14回/14回(100%)
2019年度における監査等委員会への出席の状況	15回/15回(100%)

略歴、当社における地位および担当

1981年 4月	日本石油(株)へ入社	2018年 6月	当社取締役 常勤監査等委員
2012年 6月	JX日鉱日石エネルギー(株)執行役員		現在に至る。
2014年 6月	同社常務執行役員		
2017年 4月	JXTGエネルギー(株)取締役 常務執行役員		
2018年 4月	同社取締役		

重要な兼職の状況

ENEOS(株) (※) 監査役 (常勤) [2020年6月25日付就任予定]

(※) 2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。

監査等委員である取締役候補者とした理由

加藤 仁氏は、長年にわたり、エネルギー事業分野において人事・労務・海外事業等を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2017年4月にJXTGエネルギー株式会社取締役 常務執行役員に就任し、同社の経営を担ったのち、2018年6月に当社の監査等委員である取締役に就任し、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査・監督を行っています。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能の強化への貢献が期待でき、また、客観的かつ公正な立場に立って、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができると判断したため、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

加藤 仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

2

おうち よしあき
太内 義明

新任

男性

(1960年11月 1日生)

当社における現在の地位および担当	取締役 常務執行役員 内部統制部・経理部・財務IR部管掌
所有する当社の株式の数	普通株式 27,285株
取締役在任期間(本総会の開催日時点)	1年
2019年度における取締役会への出席の状況	11回/11回(100%)

略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	共同石油(株)へ入社	2019年 6月	当社取締役 常務執行役員 (内部統制部・経理部・財務IR部管掌)
2014年 6月	当社財務IR部長		
2016年 4月	当社執行役員(財務IR部長)		
2018年 6月	当社常務執行役員(財務IR部長)		現在に至る。

重要な兼職の状況

ENEOS(株)※ 監査役(常勤) [2020年6月25日付就任予定]

(※) 2020年6月25日付で、JXTGエネルギー(株)の商号を変更する予定です。

監査等委員である取締役候補者とした理由

太内義明氏は、長年にわたり経理、財務およびIRを担当し、決算や投資家対応に携わるなど、同分野において豊富な経験と実績を有しています。また、同氏は、2019年6月に当社取締役 常務執行役員に就任し、当社および当社グループの経営を担ってまいりました。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の取締役会の経営機能の強化への貢献が期待でき、また、客観的かつ公正な立場に立って、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができるかと判断したため、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

太内義明氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役候補者



候補者
番号

3

にしおか せいいちろう
西岡 清一郎

再任

社外

独立役員

男性

(1949年 9月28日生)

当社における現在の地位および担当	社外取締役 監査等委員
所有する当社の株式の数	普通株式 9,000株
社外取締役在任期間(本総会の開催日時点)	2年
2019年度における取締役会への出席の状況	14回/14回(100%)
2019年度における監査等委員会への出席の状況	15回/15回(100%)

略歴、当社における地位および担当

1975年 4月	判事補任官	2015年 4月	慶應義塾大学法科大学院客員教授
2007年12月	宇都宮地方裁判所長	2016年 6月	当社社外監査役
2010年 1月	東京高等裁判所部総括判事	2018年 6月	当社社外取締役 監査等委員
2011年 2月	東京家庭裁判所長		現在に至る。
2013年 3月	広島高等裁判所長官		
2014年 9月	広島高等裁判所長官退官		
2015年 2月	弁護士登録		
	現在に至る。		
	あさひ法律事務所 オブ・カウンセル		
	現在に至る。		

重要な兼職の状況

弁護士 あさひ法律事務所 オブ・カウンセル

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

西岡清一郎氏は、宇都宮地方裁判所長、東京家庭裁判所長、広島高等裁判所長官等の要職を歴任し、その後は、弁護士として活躍し、慶應義塾大学法科大学院客員教授として後進の指導に当たるなど、司法に関して豊富な専門的知識と経験を有しています。また、同氏は、2016年6月から当社の社外監査役に、2018年6月からは当社の監査等委員である社外取締役に就任し、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査・監督を行っています。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができるかと判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していませんが、以上の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。

候補者と当社との間の特別の利害関係

西岡清一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性に関する事項

西岡清一郎氏は、本招集ご通知30ページに記載する当社の「独立役員」の独立性判断基準を満たしており、当社が上場している東京および名古屋の両証券取引所の定めに基づく独立役員です。同氏の再任が承認された場合、引き続き、独立役員となります。

社外取締役候補者



候補者
番号

4

おか
岡

としこ
俊子

新任 社外 独立役員

女性 (1964年 3月 7日生)

所有する当社の株式の数

普通株式 5,000株

略歴

1986年 4月	等松・トウシュロスコンサルティング(株)へ入社	2018年 6月	ソニー(株)社外取締役 現在に至る。
2000年 7月	朝日アーサーアンダーセン(株)へ入社	2019年 6月	(株)ハピネット社外取締役 現在に至る。
2002年 9月	デロイトトーマツコンサルティング(株) プリンシパル		
2005年 4月	アビームM&Aコンサルティング(株) 代表取締役社長		
2016年 4月	PwCアドバイザリー合同会社パートナー		
2016年 6月	(株)岡&カンパニー代表取締役 現在に至る。 日立金属(株)社外取締役 現在に至る。 三菱商事(株)社外取締役 現在に至る。		

重要な兼職の状況

(株)岡&カンパニー 代表取締役	ソニー(株) 社外取締役
日立金属(株) 社外取締役	(株)ハピネット 社外取締役
三菱商事(株) 社外取締役 [2020年6月19日付退任予定]	

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

岡 俊子氏は、財務・会計、M&Aおよび経営戦略立案を専門とし、また、長年にわたり多くの会社経営に携わるなど、財務・会計分野における専門家および会社の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しています。

これらの経験や実績を活かすことにより、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、また、客観的かつ独立した公正な立場に立って、監査等委員でない取締役の職務の執行を監査・監督することができると判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。

候補者と当社との間の特別の利害関係

岡 俊子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性に関する事項

岡 俊子氏は、本招集ご通知30ページに記載する当社の「独立役員の独立性判断基準」を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社が上場している東京および名古屋の両証券取引所の定めに基づく独立役員となります。

なお、2019年度において、当社の中核事業会社は、同氏が2016年6月までパートナーに就任していたPwCアドバイザリー合同会社に対して海外新規事業調査費等を支払いましたが、同氏は、直近の過去3事業年度より前に同社パートナーを退任しています。

-
- (注) 1. 当社は、西岡清一郎氏との間で、同氏がその職務を行うにつき、善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項の責任については会社法第425条第1項に定める額（当該社外取締役の報酬等の2年分に相当する額）を限度とする旨の契約（責任限定契約）を締結しています。当社は、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定です。また、岡 俊子氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、当該契約を締結する予定です。
2. 岡 俊子氏は、2016年6月から日立金属株式会社の社外取締役を務めていますが、同社は、2020年4月に、同社および同社の子会社の一部製品について、顧客に提出する検査成績書に不適切な数値の記載が行われていた等の事実が判明したことを公表いたしました。同氏は、当該事実の判明まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から同社の取締役会および監査委員会においてコンプライアンスの観点から発言を行い、注意喚起していました。当該事実の判明後は、事実関係の調査、原因究明および再発防止に関する提言を行っています。

【参考】本総会終結後の取締役会構成

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなり、社外取締役の割合は37.5%（16名中6名）となる予定です。

番 号	氏 名			性 別	当社における地位および担当 (主たる職業)	諮問委員会		
						指名諮問委員会	報酬諮問委員会	
1	すぎ	もり	つとむ	男性	代表取締役会長 グループCEO	○	○	
	杉	森	務					
2	おお	た	かつ	男性	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	
	大	田	勝					
3	よこ	い	よし	男性	取締役 副社長執行役員 社長補佐			
	横	井	敬					
4	いわ	せ	じゅん	男性	取締役 副社長執行役員 社長補佐（環境安全部・品質保証部）			
	岩	瀬	淳					
5	あ	だち	ひろ	男性	取締役 副社長執行役員 CDO 社長補佐（経営企画部・ESG推進部・IT戦略部・ 未来事業推進部）、IT戦略部・未来事業推進部管掌			
	安	達	博					
6	や	た	やすし	男性	取締役 副社長執行役員 社長補佐（秘書部・監査部・内部統制部・経理部・財務IR部・ 人事部・広報部・総務部・法務部・危機管理部・調達戦略部）			
	谷	田	靖					
7	ほ	い	ひろ	男性	取締役（非常勤） (JX石油開発(株) 代表取締役社長 社長執行役員)			
	細	井	裕					
8	む	ら	せい	男性	取締役（非常勤） (JX金属(株) 代表取締役社長 社長執行役員)			
	村	山	誠					
9	おお	た	ひろ	社外 独立役員	女性	社外取締役 (政策研究大学院大学 特別教授)	○	○
	大	田	弘					
10	おお	つか	むつ	社外 独立役員	男性	社外取締役 (東日本旅客鉄道(株) 相談役)	○	○
	大	塚	陸					
11	みや	た	よし	社外 独立役員	男性	社外取締役	○	○
	宮	田	賀					
12	か	とう	ひとし	男性	取締役 常勤監査等委員			
	加	藤	仁					
13	おお	うち	よし	男性	取締役 常勤監査等委員			
	太	内	義					
14	にし	おか	せい	社外 独立役員	男性	社外取締役 監査等委員 (弁護士 あさひ法律事務所 オブ・カウンセル)		
	西	岡	清					
15	みつ	や	ゆう	社外 独立役員	女性	社外取締役 監査等委員 (公助)日本バスケットボール協会 代表理事 会長)		
	三	屋	裕					
16	おか	とし	こ	社外 独立役員	女性	社外取締役 監査等委員 (株)岡&カンパニー 代表取締役)		
	岡	俊	子					

(注) 1. 杉森 務、大田勝幸、横井敬和、岩瀬淳一、安達博治および谷田部 靖の各氏は、ENEOS(株)の取締役を兼任する予定です。

2. 加藤 仁および太内義明の両氏は、ENEOS(株)の監査役（常勤）を兼任する予定です。

【参考】取締役候補者の選任に当たっての方針と手続

(JXTGグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針（抜粋）)

[取締役候補者の選任方針]

当社の取締役会は、自由闊達で建設的な議論・意見交換ができる適切な員数を維持し、取締役個々の知識・経験・能力を考慮しつつ、多様性にも配慮して、メンバーを構成する。当社は、このような考え方の下、次の選任方針に基づき、取締役候補者を選任し、取締役の3分の1以上を当社の「独立役員」の独立性判断基準を満たす独立社外取締役とするよう努める。

1. 監査等委員でない取締役候補者の選任方針

当社の監査等委員でない取締役については、高い職業的倫理観を持ち、戦略的な思考力、判断力に優れ、かつ、変化への柔軟性などを有し、併せて、グループ全体最適の観点から、意思決定と経営の監督を行うことができる者を選任し、このうち2名以上は独立社外取締役とする。

2. 監査等委員である取締役候補者の選任方針

当社の監査等委員である取締役については、高い職業的倫理観を持ち、法律、財務、会計などについて一定の専門的な知識を備え、取締役の職務執行を適切に監査するとともに、業務執行について適切に監督できる者を選任し、このうち過半数は独立社外取締役とする。

[指名諮問委員会の設置および運営]

当社の取締役会は、取締役会の諮問機関として、社外取締役3名および代表取締役2名で構成し、社外取締役が議長を務める指名諮問委員会を設置し、当社の取締役の人事（選解任を含む。）を諮問する。また、当社の監査等委員会が、株主総会において監査等委員でない取締役の人事に関する意見陳述権を的確に行使できるよう、当社の取締役会は、指名諮問委員会に監査等委員1名が出席することを認める。

当社は、十分な時間と資源をかけて当社の取締役を選任するため、毎年複数回、指名諮問委員会を開催する。また、指名諮問委員会については、指名諮問委員会の議長の判断により、随時開催できるものとする。

当社の取締役会は、指名諮問委員会に、当社の会長および社長ならびに中核事業会社の社長の後継者計画を諮問する。

【参考】独立役員の独立性判断基準

当社は、次の要件を満たす社外取締役を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

1. 社外取締役が、現在および直近の過去3年間に於いて、次に該当する者でないこと

(1) 当社の主要な顧客^(注1)またはその業務執行者

(注1) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社および中核事業会社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。

(2) 当社を主要な顧客とする事業者^(注2)またはその業務執行者

(注2) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。

(3) 当社の主要な借入先^(注3)またはその業務執行者

(注3) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースでの借入額が当社連結資産合計の2%を超える借入先とする。

(4) 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント^(注4)

(当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する法律専門家、公認会計士またはコンサルタント)

(注4) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。

(5) 当社の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

(6) 当社から多額の寄付を得ている者^(注5)

(当該寄付を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体の業務を運営する者)

(注5) 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社からの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先とする。

(7) 当社の大株主^(注6)またはその業務執行者

(注6) 当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者とする。

2. 社外取締役の二親等以内の親族が、現在および直近の過去3年間に於いて、次に該当する者でないこと(重要でない者を除く。)

(1) 当社または当社子会社の業務執行者

(2) 上記1. (1)～(7)に該当する者

第5号議案

監査等委員でない取締役および執行役員 に対する株式報酬制度の一部改定の件

当社第7回定時株主総会においてご承認済の株式報酬制度（当社の監査等委員会設置会社への移行に伴い、「当社の監査等委員でない取締役および執行役員」を対象とすることを当社第8回定時株主総会においてご承認済です。以下「本制度」といいます。）につきまして、業績連動性のある内容とするために一部改定いたしたく存じます。

なお、当社は、監査等委員でない取締役および執行役員の報酬等にかかる決定プロセスにおける透明性・客観性を担保するため、報酬諮問委員会（社外取締役3名、代表取締役2名で構成。議長は社外取締役）を設置しており、本制度の一部改定については、同委員会の審議・答申を経ていきます。

1. 本制度の一部改定の理由

本議案は、当社の監査等委員でない取締役および執行役員（2. (1) ア.記載の者をいい、以下「対象者」といいます。）を対象とする本制度について、次の目的で業績連動性のある内容に改定するものです。

- ・中長期的な経営戦略と対象者の報酬制度の連動性を一層高めること
- ・対象者の企業価値向上への貢献意識および株主重視の経営意識を醸成すること
- ・環境保全をはじめとした持続可能な社会の構築に向けた取組みを推進すること

本議案は、本制度を2. 記載のとおり改定することにより、これらの目的を達成し、もって、当社グループの中長期的な企業価値向上を図るものであり、本制度の一部改定は相当であると考えております。

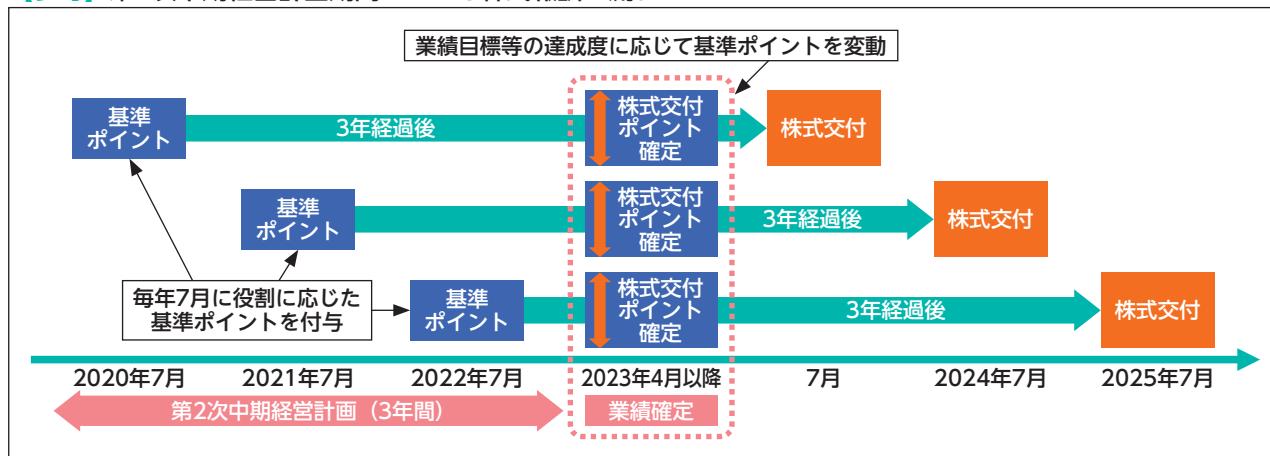
当社が拠出する金員の上限（以下「上限金額」といいます。）の改定については、業績目標等に連動させるための係数の設定に伴うものであり、上限株数の改定については、改定後の上限金額および昨今の株価水準を考慮したものです。

【参考】改定要旨

現 行	改 定 案
対象者の役割に応じてポイントを付与	対象者の役割に応じて基準ポイントを付与し、これに業績目標等の達成度に応じた係数（0～200％）を乗じて、最終的な株式交付ポイントを確定 (株式交付ポイント=基準ポイント×業績連動係数)
当社が本制度に拠出する上限金額および上限株数は、3事業年度ごとに6億円および120万株	当社が本制度に拠出する上限金額および上限株数は、3事業年度ごとに15億円および600万株

- (注) 1. 原則として、基準ポイント付与時点から3年経過後に、1株式交付ポイントにつき1株を交付します。
2. 係数の算定に使用する指標、目標値および構成比は、対象期間中の最初の基準ポイントの付与時までに、報酬諮問委員会の審議を経た上で決定します。なお、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度を対象とする対象期間における指標は、営業利益（在庫影響を除きます。）、フリーキャッシュフロー、ネットD/Eレシオ、ROE、総還元性向およびCO2排出削減量とする予定です。

【参考】第2次中期経営計画期間にかかる株式報酬の流れ



2. 改定後の本制度の内容等

(1) 本制度の概要（下線部分が改定箇所）

本制度は、当社が金員を拠出して設定した信託（以下「本信託」といいます。）を通じて当社株式が取得され、対象者へ当社株式の交付、または、交付される当社株式のうち50%の換価処分金相当額の金銭の給付（当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭を総称して、以下「当社株式等」といい、当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付を総称して、以下「交付等」といいます。）が行われる株式報酬制度です。

ア. 対象者

(ア) 当社の監査等委員でない取締役（社外取締役および国外居住者を除きます。）

(イ) 当社の執行役員（国外居住者を除きます。）

イ. 本制度の対象期間

連続する3事業年度（信託期間の延長を行う場合、以降の各3事業年度とします。）にかかる対象者の職務執行期間（以下「対象期間」といいます。）

ウ. 当社が拠出する金員の上限

対象期間である3事業年度に対して、15億円

エ. 対象者に交付等がなされる当社株式の数の上限および当社株式の取得方法

(ア) 上限 上限となる当社株式の数（対象者に付与される基準ポイント・株式交付ポイントの数をいいます。基準ポイント・株式交付ポイントの詳細は、2. (2)に記載のとおりです。）は、対象期間である3事業年度に対して600万株（600万ポイント）であり、発行済株式総数（2020年3月31日時点、自己株式控除後）に対する割合は約0.18%

(イ) 取得方法 株式市場から取得（株式の希薄化は生じません。）

オ. 業績連動の内容

業績目標等の達成度に応じて、0～200%の範囲で変動

対象期間における業績目標等に使用する指標、目標値および構成比は、対象期間中の最初の基準ポイントの付与時まで、報酬諮問委員会の審議を経た上で決定します。

カ. 対象者に対する当社株式等の交付等の時期および内容

(ア) 時期 原則として、基準ポイントの付与から3年を経過した時点

(イ) 内容 当社株式の交付および当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付

キ. 剰余金の配当の取扱い

当社の配当基準日時点における対象者の基準ポイントまたは株式交付ポイント（1ポイントあたり1株に換算）に応じた配当額に相当する金額を留保し、当社株式等の交付等とともに対象者に給付

ク. 信託期間延長時の残余株式等の取扱い

延長する前の信託期間の末日に本信託に残存する当社株式（対象者に付与された株式交付ポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除きます。）および金銭（対象者に給付予定の剰余金の配当相当額として留保されているものを除きます。）（これらの当社株式と金銭を総称して、以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される金員の合計額は、株主総会で承認された金員の上限額の範囲内とします。

(2) 当社株式等の交付等の時期および交付株式数の算定方法

対象者は、原則として毎年の基準ポイントの付与から3年経過後に、次の算定式により決定される株式交付ポイントの数に応じた当社株式の交付を受けるものとします。株式交付ポイント・基準ポイントともに、1ポイントは、当社株式1株に相当するものとします。なお、対象者は、当該株式交付ポイントの50%に相当する当社株式について本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができません。

株式交付ポイントの数は、対象期間の終了後、次の算定式により決定します。

$$\text{株式交付ポイント（小数点以下の端数を切捨て）} = \text{基準ポイント（*1）} \times \text{業績連動係数（*2）}$$

(*1) 基準ポイントとは、毎年一定の時期に、役割に応じて付与されるポイントであり、次の算定式により決定します。

$$\text{基準ポイント（小数点以下の端数を切捨て）} = \text{役割に応じた株式報酬額} \div \text{当社株式の平均取得単価}$$

なお、信託期間の延長が行われた場合には、信託期間の延長に伴い本信託により新たに取得された当社株式の平均取得単価とします。

(*2) 業績目標等の達成度に応じて0～200%の範囲で変動します。対象期間における業績目標等として使用する指標、目標値および構成比は、対象期間中の最初の基準ポイントの付与時まで、報酬諮問委員会の審議を経た上で決定します。なお、2021年3月末日に終了する事業年度から2023年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度を対象とする対象期間における指標は、営業利益（在庫影響を除きます。）、フリーキャッシュフロー、ネットD/Eレシオ、ROE、総還元性向およびCO2排出削減量とする予定です。

ただし、基準ポイントの付与から3年経過する前に、対象者が当社の監査等委員でない取締役・執行役員ならびにJXTGエネルギー株式会社（ENEOS株式会社に商号変更予定）、JX石油開発株式会社およびJX金属株式会社の取締役・執行役員のいずれも退任する場合、当該対象者は、退任後速やかに、当該時点までに付与された基準ポイントまたは株式交付ポイントに対応する当社株式の交付を受けるものとします（当該基準ポイントまたは当該株式交付ポイントの50%に相当する当社株式について本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けることができます。）。

また、信託期間中に対象者が死亡した場合は、当該時点までに付与された基準ポイントまたは株式交付ポイントに対応する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭について、当該対象者の相続人が給付を受けることができます。信託期間中に対象者が国外居住者となる場合には、当該時点までに付与された基準ポイントまたは株式交付ポイントに対応する当社株式について、その全てを本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を当該対象者に対して速やかに給付するものとします。

信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等が行われ、基準ポイントまたは株式交付ポイントの調整を行うことが公正であると認められる場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数および2.（1）エ.記載の上限株式数の調整がなされます。

(3)対象者となる取締役の員数

第3号議案「監査等委員でない取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結時において、本制度の対象となる取締役は6名です。

【参考】中核事業会社の取締役および執行役員に対する株式報酬制度の改定

当社の中核事業会社であるJXTGエネルギー株式会社（ENEOS株式会社に商号変更予定）、JX石油開発株式会社およびJX金属株式会社の取締役および執行役員についても、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、各中核事業会社の株主総会における承認を経て、当社と同様の制度改定を行うことを予定しています。

中核事業会社が中核事業会社の取締役および執行役員への報酬として拠出する金員の上限は、対象期間である3事業年度に対して、3社合計で50億円です。

また、中核事業会社の取締役および執行役員に交付等がなされる株式の数（付与される基準ポイント・株式交付ポイントの数）は、対象期間である3事業年度に対して、2,000万株（2,000万ポイント）を上限といたします。

■ 監査等委員会の意見

監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任および報酬等につきまして、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の審議の状況を確認しております。

その上で、監査等委員会にて慎重に検討いたしました結果、候補者の選任手続に特段の問題はなく、各候補者は、当社の選任方針を定める「JXTGグループのコーポレートガバナンスに関する基本方針」に従って選任されており、当社の取締役として適任であるとの結論に至りました。

また、取締役の報酬等の決定手続に特段の問題はなく、その内容につきましても株式報酬制度の改定案を含め、妥当であると判断いたします。

以 上

